

本日の会議に付した事件

平成24年第2回山元町議会臨時会(第1日目)

平成24年2月27日(月)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第 8号 山元町共同作業所条例の一部を改正する条例《撤回》
追加日程第1 議案第8号 山元町共同作業所条例の一部を改正する条例の撤回について
日程第 5 議案第 9号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
日程第 6 議案第10号 区域外の公の施設の利用について
日程第 7 議案第11号 町民バス用車輛の購入契約について
日程第 8 議案第12号 平成23年度山元町一般会計補正予算(第4号)
日程第 9 議案第13号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第2回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により2番岩佐哲也君、3番渡邊 計君を指名します。

議 長(阿部 均君) 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔会期日程案は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君) お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

議 長(阿部 均君) これから、議長諸報告を行います。

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君) これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．これから提出議案の説明を求めます。

町長、齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

本日ここに平成24年第2回山元町議会臨時会が開催され、条例議案を初め各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等についてご説明を申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会においてご審議をいただく各議案の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第8号山元町共同作業所条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法の経過措置により、精神障害者授産施設として、施設利用対象者を精神障害者に限定していた山元町共同作業所について、経過措置終了後の平成24年度から、法で定める障害者福祉サービスを提供しながら、社会参加の促進を図る施設として、施設利用対象者をすべての障害者に広げる必要があるため所要の改正を行うものであります。

次に、条例外議案についてご説明申し上げます。

議案第9号につきましては、JR常磐線が復旧するまでの間、通勤・通学者等の利便性の向上を図るため、JR亘理駅までの直行バスを運行するに当たり、亘理町内に新たに町民バスの運行路線と停留所を設置するため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき提案するものであります。

議案第10号につきましては、東日本大震災によって水道水が断水となっている福島県新地町磯山の一部の区域に、山元町からの給水を行うため提案するものであります。

議案第11号につきましては、地方自治法第96条第1項第1号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、町民バス用車輛購入契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第12号平成23年度山元町一般会計補正予算（第4号）案につきましては、共同作業所及び障害者地域活動センターの指定管理業務に係る債務負担行為をそれぞれ追加するものであります。

議案第13号平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案につきましては、介護保険機器リースについての債務負担行為を追加するとともに、介護保険システム更新業務についての債務負担行為の期間及び限度額を変更するものであります。

以上、平成24年第2回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。それでは、議案第8号山元町共同作業所条例の一部を改

正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料No.1 条例議案の概要で説明申し上げます。

障害者自立支援法の経過措置により、5年間、山元町共同作業所につきましては、旧法をもとに精神障害者授産施設として設置いたしておりましたが、この経過措置が平成24年3月31日をもって経過措置が切れるものですから、経過措置後の24年度から、障害者自立支援法で定める障害者福祉サービスを提供する施設とするため改正するものです。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようによろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

13番（後藤正幸君）はい。1点だけお伺いします。

この改正によって、この利用者の年齢層ですね、変わるのか変わらないのかお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。年齢につきましては、障害者というふうなことから、3障害すべての障害に利用可能というふうな施設にはなりません。指定管理の中で年齢層を決めていくというふうなことになりますので、このままの現在の利用体系で運営いたして……。〔もっとわかるようにしゃべってください〕の声あり〕対象は、18歳未満も含む対象者になります。

13番（後藤正幸君）はい。再度ご質問申し上げますが、従来と、利用者の年齢、利用する方の年齢、変わるのか変わらないのか、何歳から何歳までの人だということを教えてください。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。現在は……。〔現在ではでない〕の声あり〕改正後はすべての障害者を対象とすることになりますが……。〔年齢層だけ言ってください。年は何歳と聞いているんだから、そこだけ言ってください〕の声あり〕

議長（阿部 均君）13番後藤正幸君、もう一度質問願います。再度。

13番（後藤正幸君）はい。この施設を利用するのは、今度新しくなったら、何歳までの人が利用できるのかを教えてください。

議長（阿部 均君）保健福祉課長齋藤三郎君。〔しっかりせい〕の声あり〕

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。10時25分といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。附則において、障害福祉サービス（生活介護）事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を予定いたしておりますので、これらの利用の年齢につきましては18歳以上でございます。〔18歳以上〕の声あり〕

13番（後藤正幸君）はい。再度お伺いしますが、18歳以上で、上は無制限なんですね。職につくまでの間。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。提供サービスの4条関係で、提供サービスの予定をこの3事業に計画いたしておりますことから、この3事業のサービス利用年齢につきまして

は18歳以上からでございます。（「なに、何歳って言ったんだ」の声あり）18歳以上でございます。（「だから、上限はないのかって」の声あり）施設につきましては、サービスごとに年齢が……。

議長（阿部 均君）今、答弁中ですので静粛に願います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。2条関係は設置でございまして、これらについて共同作業所の設置について規定いたしております。これらについては、すべての障害者、3障害すべての障害児・者を対象にいたしておりますが、事業につきましては、先ほど申し上げましたように3事業を計画いたしておりますことから、18歳以上の対象者でございます。何歳まで。

議長（阿部 均君）18歳から最終的に何歳までの方を対象にしているかという質問ですので、いいですか。そうでしょう。

13番（後藤正幸君）はい。再度ご質問申し上げますが、よく聞いてください。18歳以上で、上限はあるのかないのか年齢制限。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。上限はございませんが、更生意欲を有する通所可能な者というふうなものでございます。

13番（後藤正幸君）はい。18歳以上であればだれでも入れると。だれでもって、ここの三つに。それから、現在あそこで施設が二つあるんですね。地球村と共同作業所。これは、この改正によってあの施設2つを一つにする考えなのか、それとも従来どおり二つなのかも伺います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。

工房地球村という名称で活動いたしておりますが、この共同作業所が工房地球村というふうなもので、やすらぎ作業所につきましては指導機関というふうな形で併設いたしております。それぞれあわせ持って運営いたしていきたいと考えております。地球村というものが共同作業所というふうなことでございます。

13番（後藤正幸君）はい。従来どおりこの二つ併設なのか、この改正によって一つになるのか、簡単に教えてください。一つなのか二つなのか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。従来どおり二つでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

1番（青田一夫君）はい。1点だけお伺いします。

サービス拡大のために障害福祉サービス、先ほどお話ししました生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、3点の話がありましたね、課長。これの具体的な中身をちょっと教えていただけますか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、お答えいたします。

生活介護と申しますのは、常時介護を要する障害者として、主として昼間、日中において障害者施設において行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の提供を行ういわゆる介護でございます。

就労移行事業と申しますのは、就労を希望する障害者につき、生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のため訓練を行うところでございます。

就労継続支援と申しますのは、事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じ、知識及び能力向上のため、必要な訓練その他便宜等々を提供する事業でございます。以上でございます。

1 番（青田一夫君）はい。そうすると、生活介護というのは入浴とか食事等々の介護が随時されると。それで、2 番目のやつは希望する人たちが訓練する場なんだと。それと、その下の就労のやつに関しては、能力とかそういうものができるよと、そういうふうに理解していいのかどうか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5 番（竹内和彦君）はい。それでは、今この施設、精神障害者、現在利用されている方の人数というのは当然把握していると思うのですが、今後この施設利用者が、精神障害者、それから知的障害者、身体障害者とふえるわけですので、どれぐらい利用者がふえる見込みなのか。現在どれぐらい利用者がいて、今後どれぐらい、この体制が変われば利用者がふえる見込みなのか、その辺の見込みを聞かせていただきたいと思います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。現在、24 名前後の方々が利用いたしております。これにつきましては、規則におきまして定員を40 名まで拡大いたす予定でございまして、40 名までの利用が可能というふうな施設に移行いたします。利用につきましては、今後対象者の増加を見込みまして、増加させていきたいと考えております。以上です。

5 番（竹内和彦君）あわせまして、生活介護事業と、それから就労移行支援事業、それから就労継続支援事業、これそれぞれ人数どれぐらいの見込みをしているのか、あと予定しているのかお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。生活介護につきましては定員10 名を、就労移行につきましては18 名を、就労継続につきましては20 名をそれぞれ上限に考えておりますが、定員総勢40 名というふうな形で計画をいたしております。

5 番（竹内和彦君）はい。生活介護事業の人数が10 名。（「48 だ」の声あり）もう一度お願いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。

就労移行につきましては18 名を考慮しております……（「生活介護」の声あり）済みません、継続につきましては20 名を考慮しております。その定員の上限40 名ですので、そのあいている定員を勘案しながら生活介護をいたしていきたいというふうに考えて……、定員を定めていきたいというふうに考えて……、予定です。

5 番（竹内和彦君）はい。定員40 名ということですから、そうしますと生活介護事業、残り2 名の枠があるということですか。そういうふうに理解してよろしいのですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）そのとおりでございまして、その下の二つ……。以上です。

済みません、それぞれ下の二つについては18 名を上限に、就労移行につきましては20 名を上限にというふうな形で計画いたしております、その定員を満たさない状況を勘案して、生活介護というものの定員を定めたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）いいですか。（「わからない」の声あり）

5 番（竹内和彦君）はい。要するに、40 名がマックスということですね。それで、新しい事業については、今、生活介護事業は該当者がいないということなんでしょうかね。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。大変私誤った回答をいたしました。済みません。生活訓練につきましては18 名でございます。（「さっぱりわからない。整理してもらわないと。休憩」の声あり）

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）10時45分再開といたしましたが、ただいま執行部の方で議案について整理中でございますので、再延長をいたしたいと思っております。再開は10時55分といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入る前にお諮りいたします。本議案の説明補助員として、担当者の者の同席を求めたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶものあり〕

7番（齋藤慶治君）今の異議に対してね。説明員、今回この議案に関して、きょう臨時議会、この次に対しての、これはまた議会の方全体で、補助員をつけるつけないをもう少し慎重に話し合って、きょうの臨時議会においては、従来のとおり課長が責任を持って答弁するという形で議会としては進めた方がいい。班長をつける、補助員をつけるに関しては、もう少し慎重に議会で話し合って、今後の、次回の定例会、議会等から、そういうするかしないかの判断をすべきだと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ただいま齋藤慶治議員より、今回は課長の説明でというご意見がございましたので、課長の説明で今回の事案は審議をしたいと思っております。（「採決しないとわからないべ」の声あり）

訂正いたします。前段で補助員の同席を求める件について提案した結果、「異議なし」という声もございましたが、7番の齋藤慶治議員より「異議あり」ということで今お話がございました。この件について皆様にお諮りいたします。

同席を求めるかについて採決いたします。

同席に賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者少数〕

議長（阿部 均君）今回は、それでは、同席は認めないという部分で会議を進めたいと思っております。

議長（阿部 均君）それでは、質疑に入ります。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。では、お答えします前に、先ほど3事業につきまして、生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業についてご説明申し上げましたが、これらの私の発言につきましては自立支援法で行う各事業でございまして、共同作業所で予定いたしております事業につきましては、生活介護に誤りがございましたので訂正申し上げます。生活介護につきましては、生活訓練というふうなものを基本に、生活能力の維持・向上のために必要な事業を行う計画にいたしております。

また、質問のありました定員につきましては、生活介護事業と就労移行事業、就労継続支援事業というふうなもので、全体で40名を計画いたしております。それぞれ現行の利用定員の推移を勘案し、当面、生活介護事業につきましては18名を、就労移行、就労継続支援事業につきましては20名を計画いたしております。総勢定員は40名といたし、それぞれ4月1日からこの定員で、上限で事業をいたしたいと考えております。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。極めて基本的な部分なものですから、ぜひ何としても質問させていただきたい。

先ほど町長の方から、この議案に関しては対象者をすべての障害者に広げるためという、基本的なそのための改正というようなご説明いただいたと思います。と同時に、この条例議案の概要ですね、第8号、この中の第2条の新と現と。これを見ますと、新のところには精神障害児・者、児とあえて入っているわけですね。知的障害児・者、身体障害児・者と、これをつけ加えるという。いわゆる年齢制限のところでの同僚議員の質問に対して、18歳以上ですよという回答があったのですが、この18歳以上というのは間違いなのかどうか。対象者を広げると言いながら18歳以上ということで、あえて従来よりも年齢制限を上を上げています。ハードルが上がっているんですね、これ。その矛盾があるんですが、その辺はどうなのか確認。18歳は間違いなのかどうか、再度、基本的な部分なので確認させていただきたい。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。では、お答えします。

先ほど申し上げました2条関係につきましては、設置の目的について規定いたしましたものでございます。障害者自立支援法に定める障害福祉サービスを提供する対象者につきましましては、3障害すべての対象でございますが、これらについては附則の中で事業の規定を行う予定にいたしております。山元町共同作業所につきましては、生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業で事業展開いたす予定にいたしておりますので、これらについては18歳以上というふうなものになります。（「年齢」「間違いなのかどうか聞いて聞いているんだ」「聞かれていることをきちっと」の声あり）

障害者自立支援法につきましては、ゼロ歳からというふうなことになります。

議長（阿部均君）18歳以上で間違いなのかという質問でございます。

保健福祉課長（齋藤三郎君）訂正申し上げます。障害者自立支援法につきましては、それぞれサービスごとに年齢に定めがございます。（「一回取り下げろわ」の声あり）

2番（岩佐哲也君）はい。それでは、もう一つその関連ですが、実は第8号議案の条例ですね、共同作業所の条例とこの部分で、これに関するもう一つの条例が、共同作業所については条例が、施行規則というのが――です。この第3条に、現在までは山元町共同作業所の入所対象者は町内に住所を有する満15歳以上の精神障害者等で症状が――して、その方が利用できる。先ほどの話だと、15歳以上に今度全体に広げると言いながら、逆に18歳以上と逆に縮めているんですね。制限しているんです。これは矛盾があると思うのです。根本的な改定の思想と、何のために改定したのかという思想と、まるっきり逆に方向になっているんですが、これは、この改定も出てきていませんけれども、15歳以上と18歳以上、書面ではちゃんと15歳以上と規則に載っておるんですけども、これは18歳以上に変わるということなんですか。再度その年齢の件で確認。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、お答えします。

共同作業所の対象年齢につきましては、この3事業の対象者が18歳以上というふうなことであります。旧の規則につきましては、15歳以上の精神障害者というふうなことでありますけれども、現在、15歳から18歳までの利用者というのは現在ございません。

共同作業所につきましては、対象年齢を引き下げるというふうなものでは今回の場合はございません。済みません、2条関係の精神障害児・者、知的障害児・者、身体障害児・者という表記を概要で表記いたしておりますが、これらについては障害者自立支援法にのっとって、すべての障害者が自立支援法の対象になるというふうなことであります。済みまして、共同作業所につきましては、自立支援法の3事業を展開する計画にいたしておりますから、原則18歳以上というものを対象にいたす予定に計画いたしております。

2番（岩佐哲也君）はい。我々ここで、議会で議決しますと、議会の議決責任というのが当然議員にもあるわけですし、町民やら住民に説明する責任があります。結果の責任も、当然我々も執行部とともに責任を負う立場にあります。そういった意味では、しっかりとした、一回議決すればしっかりとした説明を町民にしなければならない。したがって、しっかりとした内容説明をいただいて、我々も納得した上で議決をして事を進めるというのが非常に大事ではないかと私は思います。そういった意味では、再度これ提出いただくよりご検討いただいて、しっかりと説明していただくことが大事なので、その辺をよろしく執行部としてもご検討いただきたいと思います。

議長（阿部 均君）暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時24分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）議案第8号についてただいま審議中でございますが、執行部より取り下げの申し出がございますので、ただいま正式な文書がまだ届いておりませんが、5分ほど要するということでございますので、11時30分まで休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時38分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）町長より議案の撤回の写しを配布しております。

町長から提出された議案第8号についての撤回申し出があり、議案第8号山元町共同作業所条例の一部を改正する条例の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議長（阿部 均君）追加日程第1．議案第8号の撤回の件の理由を求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回ご提案申し上げました議案第8号の山元町共同作業所条例の一部を改正する条例につきましては、一部説明不足のところがございますので、これを撤回させていただきまして、改めて3月定例会の方でご審議をいただくようにしたいというふうに思いますので、ご了承のほどをよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、今回の条例の説明に際しまして、十分な説明がいたしかねましたことを深くおわび申し上げたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第8号の撤回の件を許可することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第9号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第9号区域外における公の施設の設置に関する協議についてご説明申し上げます。

議案並びにお配りしております配布資料No.2に基づいてご説明申し上げます。

今回の公の施設につきましては町民バスでございますが、これにつきましてはJR亶理駅と山元町内の二つのJR駅を連絡する直行バスを運行いたしまして、通勤・通学の足を確保することによって、町民等の福祉の向上を図るため提案するものでございます。

今回の直行バスの運行の概要でございますけれども、停留所につきましては、まず下り線でございますけれども、JRの坂元駅、今JAのスタンドがあるところです。次に、JRの山下駅、これは役場でございます。そして、JRの亶理駅の東口になります。これにつきましては、裏のページに直行便のルート（案）をお示ししておりますが、下りの往路分でございます。帰りは、そのまま東口から山下駅、坂元駅と戻ってまいります。

経由といたしましては、国道6号と県道10号塩釜亶理線が亶理町内のメインでございますが、復路につきましては一部宮城病院のところから県道の角田山元線を通って、またJAのスタンドのところの坂元駅に戻って、また始発という経路を考えております。往復とも若干経路は違いますが、約16キロで所要時間は30分強というふうに見込んでおります。

運行のバス台数ですが、1台で30人乗り程度のものを予定してございます。これにつきましても24年度で新たに発注する予定でございますが、4月から町のバスが調達できるまでの間につきましては、レンタルのバスをもって対応したいというふうに考えてございます。

それから、運行のダイヤでございますが、JRのダイヤに接続するようになりますが、台数1台での接続になりますが、坂元駅発亶理駅行の下りについては10便程度、帰りの上りの亶理駅から坂元駅に来る便については9便程度を予定しております。これにつきましては、運行改善あるいはJRのダイヤの変更に基づいて、半年とかぐらいのペースで中のダイヤを見直ししてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、運行日でございますけれども、町民バス条例に基づいて月曜から土曜まで

で、日曜、祝日、年末年始は運休でございます。

運行期間につきましては、今のところ、4月からJRの運行再開までということでございます。ただし、そのうち8番の運行等の経費につきましては約1億2,300万ほどですが、平成27年度まで震災復興の交付金事業ということで財源については見込めますので、そこまでは対応できる。その後、またJRの再開が少し遅れた場合については、別途また財源を確保することを考えてまいりたいというふうに考えてございます。これによりまして、利用料等につきましては、この交付金事業で財源が確保できる間については使用料は免除。それから、使用できる条件につきましては、議案の方でございますけれども、山元町民に限らず使用が可能であるということでございます。

これによりまして、今のところJR代行バスが、朝の便が2便、それから帰りの上りの最終便が1便ございますけれども、この代行バスがつながっていない部分について、直行便で接続が可能になるようにダイヤを編成してまいりますし、また、台数は1台でございますけれども、場合によっては浜吉田駅を経由いたしませんので、10分程度時間が短くなりますので亘理駅まで送るとか、あるいはどうしてもこの時間に間に合わないというような、時間で少し予想が10分ほどできるというようなことで、若干負担が軽くなるのかなというようなことを期待できるのではないかとということで、我々の方では取り組んでまいりたいということでございます。以上でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

12番（佐山富崇君）はい。全くJR利用者にとっては待ち望んでいたことだということで、この事業につきましては大変結構なことだと思っておりますが、2、3質疑をさせていただきます。

まずもって、運行経費1億2,300円というこの中に、例えば亘理駅なりの……、こっちはいいと思えます。役場なり坂元の駅についてはいいけれども、亘理駅における乗車員の方の、つまり利用者の整理員を設けるのかどうかとか、その辺のところをまずお伺いしたい。

設けないと、なかなか厳しいことがあるのではないかなと。先ほども休憩中に聞いたこともありますが、非常に帰りなどというと、列車からおりて皆さん走るわけです。階段とかね。あの辺になると大変危険なことも考えられますし、あるいは東口ということで、電車からおりられて時間もかかる。そういうことでの連携がうまくいくのかどうかとか、そういうこともありますので、その辺について整理員が、利用者の方の整理の方をお願いするものやらどうやら、その辺のところをお伺いしたい。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。この運行経費の中では、今、整理員の経費は見込んでございません。ただし、JRの方と打ち合わせをしておりますけれども、本来ですと、JRがこの便については充実させる義務があるべきものというような認識を持っておりまして、この辺の案内についてはJRの協力を得たいというふうに考えていますし、協力したいというような意向を一応岩沼の駅長からはいただいております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。つまり、運行等の経費には含まれていないが、JRとの協議によって、整理員を置くことが可能になるかもしれないというふうに理解しているのかどうかお伺いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。そのように協議してまいりたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。大変結構なことだと思います。

運行日なんですが、町民バス条例に基づくということになりますと、やっぱり土曜日までの日ということになりますと、日曜日の利用も非常に大事なのではないかなと思うわけです。その辺のところはどのようにお考えか。これには、休みだと、運行しないというふうになっております。町民バス条例に基づいてということだと思いますが、逆に言うと、日曜日とか祝日の方が、年寄りとかの方々が仙台に買い物に行くとか、あるいは子供のところに行くとかというようなことで利用が多いのではないかなという気がするのですが、その辺のところのことをお伺いいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。この直行便につきましては、メインとしては今のところ通勤・通学を主にとということで、月曜から金曜を中心に、勤務体制の中では土・日の方もおられるかと思えますけれども、土曜日までということ考えてまいりたいというふうに今のところ考えております。

12番（佐山富崇君）はい。今のところ、そのようにお考えだということはわかりました。運行してみて、その辺の利用者の希望とか、あるいはそれをよく考慮して、また、そういう方向で考えてみるということはあるかどうか、まずお伺いしておきます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。この件につきましては、山元町に地域公共交通会議、そして検討する専門部もございますので、そういった方々ともご相談することもありますし、また、この事業につきましては、アンケートも含めた利用の調査というのもセットで考えておりますので、そういった調査も含めて利用実態を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい。まず、差し当たっては早く走らせることが大事なのかなと思いますが、アンケートをとりたくて。一回走らせてからね。そのようなもの、あるいは運行会議等で検討してみたいという話はよくわかります。そういうことであれば、これは、日曜、祝日、あるいは年末年始も含めたところでいくと経費がどれぐらいかかるのかというのを、今ここではじき出せとは申しませんが、そういうことも十分検討してもらって、それでアンケートなり運行会議へかけてもらいたいと思いますが、そういう方向で進むかどうかだけをお伺いしておきます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。コストについて、今のところ査定では24年度分について認めていただいておりますので、全体の額についてはそういう経費のかかり増し部分について検討結果、国の方をお願いするという場面もあろうかと思えます。さらに、別な観点からその検討と、経費以外の部分からの検討についても、利用あつてのバスということでございますので、その辺は考えていく余地はあるのかなというふうに考えてございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。まず、運行ダイヤの関係。今回の下り10便、あと上り9便で、どのくらいの利用客を今見込んでいらっしゃるのか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。具体的に何人というのは見込んでおりません。今のところ、まだ。それで、バスのには、最低限度の30人程度のバスでカバーできる範囲というのを今見込んでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。せっかく予算を投入して運行するわけですから、できるだけ数多くの

利用者に利用してもらうような形にしていかなくてないと思うので、その辺については、これからのいろいろな部分で周知、町民に対してやっていく必要があると思うのですけれども、その辺についてはどうお考えなのかお伺いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。このバスの要望については、地域公共交通会議の専門部のメンバーの方々から、それから23年度で調査して、アンケート調査あるいは利用者の調査の中でも声としてはあるというのは拾っております。

今後、一番ポイントになる人口減少対策の一環としても、高校生とか、今後のスケジュールというか日程といいますかそういったことを考えると、こういうバスがあるということで、地元から通えるということをしてPRする必要があるんだということであれば、積極的にこういう周知は図ってまいりたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、運行経費についてですけれども、今、課長の説明だと震災復興交付金、これが主だということですが、確保に一般財源も含めて財源とするというような話ですが、年間約3,000万かな、その財源の中で1億2,000万の中でもいいですから、一般財源をどのくらい投入するような形になるのかね。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところ、この交付金事業につきましては、3月の末に認可がおりるという予定でおります。それで、約半年分については、今の時点で発注しないと、1か月ぐらいで準備ができないのかなということと前回債務負担をとらせていただきましたけれども、それを一般財源で対応ということで今考えておりますが、約1,800万ぐらい半年で見込んでございます。これにつきましては一般財源でございまして、特殊財政需要なりなんなりということで、それなりに国なりなんなりに間を埋めるようなことをお願いをしたいというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今お話の中ですと、1億2,300万のうち1,800万、これは町の財源で。ただ、今のお話だと、交付金が何かで返ってくるということもあるのかどうか。今あくまでも債務負担で起こした1,800万。この1,800万円は町のあくまでも持ち出しで、あとそのほかは今お話の中であつたように、あくまでも震災復興の交付金、それで穴埋めできるということなのかどうか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。債務負担行為で見ている約半年分ぐらいについては、全く震災復興交付金事業の対象にはならないということです。ですので、それ以降ですと、例えば半年後の10月ぐらいからは、契約した分については震災復興交付金事業の10分の10で対応できるということとございます。

それで、一般財源で対応しなければならない部分については、今申し上げましたけれども、また別な特別交付税ですね、通常ある特殊財政需要という形で最低でもお願いはして、財源は何とか確保していきたいというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。これは、JRが開通するまで町民の足として必要な部分であると私も思いますから。ただ、復興交付金あつての、国からの国民の税金でもあるし、町の持ち出しもある程度あつて、特別交付税で措置されるかどうかということも今からの要望ということなので、せつかくですので、前段で申し上げましたように、10便・9便ふやすということなので、できるだけ町民の皆さんに足の確保ということで、利用していただけるような考え方を町自体で持つてあるって、PRに常に努めて、そして利用客の増につなげていただかないと、せつかくの増便でございまして、その辺について考えていただくようお願いしたいと思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。そのように図ってまいりたいと考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。今回、亙理駅の東口を利用させていただくということですが、本来であれば正面玄関の西口ですか、恐らく朝夕込み合うという想定のもとでの東口の利用なのかなとは思いますが、まずその辺の経緯について。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。亙理駅の東口に停留所を設けるということの提案につきましては、亙理町さんと事前協議させていただいております。その中で、駅前広場については、管理は全部亙理町が管理です。現状といたしましては、今、交通整理員を置いておりますけれども、JRの代行バスが入る、それから亙理町のさざんか号が入る、それからタクシー各社が入る、それから場合によっては規制時間帯については交通整理員が規制をするんですけれども、一般の送迎車両がまた入るといようなことで、相当接触事故等トラブルがあって西口は避けていただきたいというやりとりで、東口ですと今のところ、送迎はあると思っておりますけれども、入っていないといようなことで、東口をという回答をいただいているという状況でございます。

8番（佐藤智之君）はい。これは亙理町さんをお願いする立場ですので、本来であれば西口の方が時間的にも短縮がかなり、かなりといたしますか、東口より5、6分程度短縮できるのかなという感じはいたしますけれども、そういう事情もやむを得ないかとは思いますが、これで全体的にJRの代行バスと今回走らせる予定のバスの時間差ですか、もう一度確認したいと思っております。これくらい短縮できるかどうか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。一応ダイヤ上は、9分から10分ぐらいは短縮できると見込んでおります。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）——ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい。1点だけお伺いします。

今の説明の中で、通勤・通学の乗降客のすべてにおいて、このバスが行ったことによってカバーできるのかできないのか、それ1点だけお願いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。今、亙理駅に発着している列車に今回の山元町の直行バスをつなぐことによって、坂元駅、それから山下駅から乗りおりする方については、すべてJR代行バスを含めてつながるといことになります。（「可能と解釈していいんだね。わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第9号区域外における公の施設の設置に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩したいと思います。再開は1時15分としたいと思います。

午後0時05分 休憩

午後1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入る前にご報告申し上げます。

保健福祉課長齋藤三郎君が都合により午後の会議を欠席し、同課福祉班長伊藤和重君、介護班長高橋千代子君が出席する旨の届けがありますので、ご報告いたします。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第10号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第10号区域外の公の施設の利用についてをご説明申し上げます。

本日お配りしました第2回定例会配布資料No.4に基づきご説明申し上げます。

提案理由でございます。相馬地方広域水道企業団からの要請により、東日本大震災で水道水が断水となっている福島県新地町大字埴木崎磯山の一部の区域に対して、山元町側から給水を行うため提案するものでございます。

補足説明させていただきます。

磯山地区につきましては、県道相馬互理線の県境に位置し、今回の大震災で、大津波で家屋や水道施設が甚大な被害を受けましたが、高台の1軒だけが被害を免れ、将来的にも移転せず住み続けたいとの希望がありまして、相馬地方広域企業団から給水の要請がなされたものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

8番（佐藤智之君）はい。資料の図面を見ますと、これは何戸なんですか、1戸なんですか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。1軒でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第10号区域外の公の施設の利用についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第11号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第11号町民バス用車輛の購入契約についてご説明申し上げます。

議案と、それから配布資料のNo.3で車輛の概要をご説明申し上げます。

今回、町民バス「ぐるりん号」の運行改善を予定してございます。その運行改善に当たり、新たに小型バスを取得するため提案するものでございます。今のところ4台目としての車輛でございます。

購入する車輛の概要でございますけれども、型式が低床型、小型ノンステップバス、無段差の、乗ったらそこが床というバスでございます。製造メーカーが日野自動車株式会社でございます。この小型のノンステップバスについては、国内でつくっている会社がここだけということでございます。基本的な使用については、路線バス仕様で寒冷地仕様です。

それから、各種適合仕様ですけれども、交通バリアフリー法、その他排ガス、窒素排気ガス等の適合車輛になります。

定員については27人で、固定席12人、立席あるいは常務員を含めた人数分でございます。この中の一部固定席を倒して、車いすを固定できるという内容でございます。

車輛寸法は、全長で記載のとおり6メートル30長さの幅が2.1の高さが3.1ということで、今のぐるりん号より若干何センチか長く、高さは40センチぐらい高いというものになります。

乗降扉はスライド式の1か所でございます。排気量はディーゼルエンジンの5100ccで、出力がここに記載のとおりで、旧表示だと180馬力というものです。

それから、燃費ですけれども、燃料消費率がリッター7キロ、これは、いろいろなものを装着して定員が乗ったときの燃費というようなことです。

それから、附属装備につきましては、路線バス用の機器、記載のもので車高調整装置というのは、停まってドアがあくと入り口が少し下がるというような仕掛け、あるいは行き先をLEDで表示するというようなことで、最新式の路線バス仕様になります。

それから、車いすについても、そのままスロープが備えつけられておりまして、若干乗るときにはセットしなければなりませんけれども、それをセットすれば、そのままずっと乗れるということになります。その他機器として、消火器とかスペアスタッドレスタイヤ等が附属として入ってございます。

今回につきましては、唯一製造するメーカーの販売会社と、随契という形で契約を提案しております。金額は、ここに記載のとおり2,073万7,405円ということで、税込みで、本体価格に附属それから諸経費等が入った金額でございます。

納入につきましては、受注生産になりますので、そして、ぐるりん号としての特別仕

様でございますので約6か月かかるということで、今のところ9月14日ということで納期限を設定してございます。

契約の相手方は、今申し上げましたけれども、唯一のメーカーの、後年度も継続的にメンテナンス可能な県内の唯一の販売会社ということで選定してございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第11号町民バス用車輛の購入契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第12号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第12号平成23年度山元町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為を追加補正するものでございます。

1ページ、お開きいただきます。第1表債務負担行為補正でございます。山元町共同作業所指定管理業務委託及び山元町障害者地域活動支援センター指定管理業務委託に要する経費について、それぞれ委託契約期間満了に伴いまして、本年の4月から施設の業務開始に備えて新たな契約を23年度中に行うため、期間をそれぞれ記載のとおり3年間、それから限度額をそれぞれ780万、2,190万に設定する追加でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。この指定管理業務委託、両方なんですけど、これはどのように理解をすればいいのかなということなんですけど、この業務委託の内容についてそれぞれ確認したいと思います。お伺いいたします。

保健福祉課福祉班長（伊藤和重君）はい。まず初めに、指定管理業務の方なんですけど、障害者の施設の町が所有する施設を指定管理者を選定し、議会の議決を得てということで、その前に債務負担行為といたしまして、事業費の3年間分の予算計上しております。事業につきましては、工房地球村、障害者施設と地域活動支援センターの相談施設となります。

以上です。

6番（遠藤龍之君）私の方の知識不足なのかどうかということもあわせてというのもあってお伺いしているんですが、下の方の障害者地域支援活動支援センターってどこなんですか。保健福祉課福祉班長（伊藤和重君）はい。こちらの場所なんです、工房地球村の一部となっているやすらぎ作業所というところになります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。やすらぎ作業所の、これは前年度なんです、630万掛ける3ということ、3年ということの2、190万というんですね。できれば、共通した表現をしていただかないと戸惑うところがあるので、この名前、障害者活動支援センター、これは、この予算書で見るとどこに出てくるのかというのがちょっと……、関係がわからなかったもので今確認しました。そういうことでいいということであればいいんですが。

あわせて、上の方の共同作業所の指定管理業務委託の内容について、これも3年分だよ。共同作業所に年間2,600万だけか。その委託内容とこれは違うということ。この数字から見ると違うようなんですけれども、その辺の関係についてお伺いします。

保健福祉課福祉班長（伊藤和重君）はい。今年度までの指定管理料につきましては2,600万程度なんです、来年度から収益分が2,038万1,000円見込まれることから、そちらを指定管理料に含めたというか差し引いて、事業実施に伴って不足分の3年間分を入れております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。これは、先ほど取り下げられたあれと関連してくるのかや。関連しなくても、そうすると大きく今度共同作業所との関係は、内容が前年度、23年度までと大きく変わるということなんだよね。今の話からするとね。そして、その大きく変わる内容を知らないでどうすればいいのかなという、今度は逆に疑問が出てくるんですけれども。今の話だと、今までは2,600万ぼんととって、共同作業所でそれで対応していたんですよ。それが、来年度からは違うくなるという今の説明。そうすると、共同作業所そのものがどういった事業形態となるのか。さっきちらっと収入云々という話をしましたけれども、その辺も全く今現時点では我々わからないよね。だから、これまたこれで決めると言われてもちょっと……。その辺説明してもらわないと判断のしようがないんですけれども。以上。

保健福祉課福祉班長（伊藤和重君）はい。今年度まで、事業体系が自立支援法になってから、経過措置といたしまして、授産施設のままで国の補助金また県補助金なりできていたものが、来年度、24年度からは自立支援法により給付という形を得るような形となります。実際、事業体系については3事業を行うような形にはなるんですけれども、今現在、予算の中で積算している部分の指定管理料は、収益を除き人件費と事業費という部分で計上させていただいているところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。今、急にそういう説明をされても、理解するまで時間がかかるのかなというふうに思うのですが、これは、先ほど取り下げられたのと深く関連するのかなと思うのですが、ですから、先ほど私なりにもっと確認したかったのは、障害者自立支援法の経過措置でそれが終わって、その後もとに戻るといいますか、ここで言っている法で定める、この法というのは何なのか。定めのもとに戻るといって……。もとに戻って、障害者福祉サービス、もとの法で定める障害者福祉サービスを提供しながら云々かんぬんということで、そこで大きく変わるんだよね。内容がね。そして、こっちで変わったから、こっちの方も変わるというふうな流れになるのかなというふうに思うのです。

ですから、先ほどの条例改正の際にその辺の中身も説明され、そして大きく変化したのは、先ほどの説明では事業量がふえる。多くするわけだからね。事業量を多くすればそれだけ不安になるのは、今の体制で対応できるのかどうか。対応できなければ、あるいは体制を……、その辺も理解できないと、先ほどの条例に対しての判断も迷うところだということがあって、これがあるということによって変わったから、契約内容がこういうふうになるんですというふうになるかと思うのですけれども、それらも含めて、はっきり言ってもう全体の流れがよくわからないのですけれども、これまでのあれだと2,600万だったのが780万になったということなんだよね。そして、その際の説明が、収入どうのこうのというのがあって、それを抜いた部分がという、今の説明の中ではそういうふうな理解をしたのですけれども、その理解も正確かどうかというのもあるんだけれども、全体が全くわかりません。わかるようにもし説明できるのであれば。

副町長（平間英博君）はい。障害者関係の施設については、ご案内のとおり平成17年度に障害者自立支援法という法律改正がなされました。その際の経過措置というのは定められたのですが、従来どおり、例えば今回の場合は精神障害者福祉法に基づく授産施設でございますが、その他知的・身体も含めて障害者自立支援法が平成17年に法改正になった後、施設の運営が大幅に変わってくるというために、基本的にはその準備行為も必要だということで経過措置がとられ、5年間ということになりました。

その間、施設管理者はそれぞれ選択肢がございまして、従来どおり措置制度と同じように補助金をもらって運営する方法と、それから障害者自立支援法に基づく介護給付費を得て運営する選択がございました。その経過期間が今年度末で切れます。その関係で、今回ご質問、条例改正の提案を冒頭させていただいた部分は、自動的に平成24年から移行することになる部分についての所要の改正というふうに考えておりましたが、その部分については改めて提案をさせていただくことにいたしました。

ただ、いずれにしても経過措置が切れますので、今後は今年度まで補助金を得て運営をしていたものから介護給付費収入をもって臨むこととなりますので、考え方としては補助金を入れて財源として一般会計での支出から介護給付に変わりますので、その部分は受託者の収入となります。その差額分の一財分だけを今回債務負担として計上させていただいた次第でございます。

なお、その運営の部分については、今回債務負担をあげさせていただいたのは、本年度で指定管理が終了しますことから、その指定管理の手続をこれから進めることとなります。その手続を進める上で、債務負担をもってその調整に臨みたいと思います。ただ、一方で、法律で経過措置が切れますので、自動的に今回の共同作業所については、3障害に対する対応ということになることは必然でございます。それを補完するための条例、公の施設を補完するための設置条例が必要でございますので、いずれ3障害に対象者を広げると。

それから、午前中にご質問等もいただきましたが、現在は15歳以上の精神障害者を対象にしていた部分でございますので、ご指摘、ご懸念な部分も踏まえて、対象者3障害、それから利用者が者だけにとどまると、15歳以上の特に精神障害者利用対象者の門戸を開かずのではないかという部分については、運用の中で可能だということも確認していますので、条例と施行規則の中で整理をしながらこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

繰り返しになりますが、指定管理期間が終了する以降の24年度からの指定管理者を選定する作業をする上で、今回債務負担をお願いしている次第でございます。よろしくご審議いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、この債務負担分については不足分と受け止めていいの。3年間。それは、この収入をいただくというのは、どういうふうにあれすればいいのかというのがあるんだけど、そういった収入部分だけでは不足することが想定されるということで、その分についてあらかじめ債務負担でとっておくとか確保しておくというふうなことです。まず、それは理解しました。

改めて、――になるのかわからないけれども、関係あるということで確認の意味で聞くんだけど、収入をもってというのは、その収入というのは1割分のことなんですか、確認します。

保健福祉課福祉班長（伊藤和重君）はい。その収益分というのは、自立支援法の1割分というのは利用者負担になってしまうんですけども、別の9割分の給付費を、町から支出する部分をそちらの方に、工房地球村の方に給付されるような形、給付されるような形となりますので、そちらの給付費となります。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい。この債務負担行為ですけども、これは一種の、一般でいうと継続費というような中身かなと思うのですが、そこでこの期間ですね、平成23年から26年度までという期間で、トータルで見ているんだと思うのですが、先ほど同僚議員の方から、不足分を埋めるんだという意味の回答もちょっとあったかに思うのですが、いわゆるこの23年度、あと1か月で終わりというところに来て補正ということになると、今まで前に組んでいたけれども、かなりの金額が不足したということになるのでしょうか。その金額がわかれば。一つがこれです。

それと、逆に23年から26年度までという複数になっているわけですけども、いわゆる24年度以降から23年度に繰り上げてというか、繰り越しではなくて繰り上げて使うために補正として組んでいるのか、その辺の内容をお尋ねします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。これは、今ご質問あった後段の24年度以降に発生するものを、23年度中に契約をするという裏づけのために今回提案するものでございます。

2番（岩佐哲也君）一応契約をするためにということでわかりました。したがって、その意味では、逆に本予算の中には改めて年度ごとに組んでくるというふうに解釈してよろしいんですかね。はい、了解しました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第12号平成23年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第13号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課介護班長（高橋千代子君）はい、議長。それでは、議案第13号平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案第13号平成23年度介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

これにつきましては、3年に1度の介護保険制度の改正に伴い、介護保険システム更新業務について、当初予算におきましてご可決をいただいていたところではございますが、このたび国の介護報酬改定に伴うシステム改修事業により補助金が交付されることに伴い、今年度内に改修業務に着手する必要がありますことから債務負担行為の補正を行うものでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

1番（青田一夫君）はい。今、1表の説明がありました。23年度から28年度まで5年間、626万。5年間の具体的な内訳を教えてください。

保健福祉課介護班長（高橋千代子君）はい。それでは、お答えいたします。

具体的な中身につきまして、賃借物品といたしまして、サーバーが1台、クライアントが4台、プリンターが2台、そのほかソフトウェア一式となっております。クライアントといいますのはパソコンになります。以上です。

1番（青田一夫君）はい。再度確認しますけれども、パソコンが4台とプリンターが1台とサーバーが1台ということですよね。

保健福祉課介護班長（高橋千代子君）はい。プリンターは2台となっております。

1番（青田一夫君）そうすると、4台というのは合計で4台ということ認識していいんですか。

保健福祉課介護班長（高橋千代子君）はい。それでは、もう一度申し上げます。賃借物品といたしまして、サーバーが1台、パソコンが4台、プリンターが2台、そのほかソフトウェアの一式となっております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第13号平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君) 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時51分 閉 会
